

一般事業主行動計画

社員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備に取り組むべく、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

目標：育児・介護休業法に基づく育児休業・介護休業、あるいは、子の看護休暇、
介護休暇をその希望者が全員取得できる環境を継続し、その希望者の取得
目標は100%とする。

<対策>

●2016年4月

「多摩川電気㈱ Information【2016-5】」により、「育児・介護休業規程」の制定について
社員に周知。

●2021年11月

「多摩川電気㈱ Information【2017-5】」により、「育児・介護休業規程」の改正について
社員に周知。

●2022年5月

「多摩川電気㈱ Information【2022-8】」により、「育児・介護休業規程」の改正について
社員に周知。

●2023年1月

「就業規則」に育児休業・介護休業のみならず、「育児・介護休業規程」にて定めていた、子の
看護休暇・介護休暇についても新たに明示。

●2024年4月以降

「育児・介護」関係法令の改正を受け、「多摩川電気㈱ Information」により示すとともに、
「育児・介護休業規程」の改正を行う。